平成２３年（フ）第１６６号
京都市左京区岩倉下在地町209番地　クレセント21―303
破産者　長村　勝美
1　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
2　一般調査期日　平成24年１月19日午前10時
平成23年８月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第２６２６号
大阪市中央区東心斎橋１丁目９番６号　藤和シティコープ603
破産者　ゲリラインターナショナルこと　西谷　順子
特別調査期日　平成23年10月３日午後４時
平成23年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２号
山口市小郡栄町４番13―801号
破産者　今澤　敏男
異議申述期間　平成23年９月14日まで
平成23年８月11日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
山口県防府市大字西浦2241番地　県住３棟101号
破産者　阿部　江美
異議申述期間　平成23年９月14日まで
平成23年８月11日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
熊本県八代郡氷川町高塚1864番地３
破産者　野原　昭則
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月11日　熊本地方裁判所八代支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２８７号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目25番12号
破産者　大田　一郎
免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
平成23年８月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第３００９号
大阪府堺市南区竹城台２丁15番９号
清算株式会社　株式会社たまい
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０１０号
大阪府堺市南区竹城台２丁15番９号
清算株式会社　ラリーメンテナンス株式会社
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第１０号
名古屋市中川区助光３丁目101番地
再生債務者　医療法人愛美会
特別調査期間　平成23年８月30日から平成23年９月６日まで
平成23年８月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続による債権者集会招集

平成２２年（再）第６号
福岡市博多区東光寺町２丁目２番13号
再生債務者　セルコム株式会社
1　期日　平成23年９月28日午後３時
2　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成23年８月９日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第６号
大阪府大東市新田本町12番21号
再生債務者　東亜鋼材株式会社（開始決定時の商号東洋シャーリング株式会社）
1　決議に付する再生計画案　平成23年８月５日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月27日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年９月13日
平成23年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第４号
兵庫県姫路市四郷町山脇283番地
再生債務者　株式会社水源
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再）第１号
兵庫県姫路市花田町小川38番地８
再生債務者　徳永　浩明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再）第２号
兵庫県姫路市四郷町上鈴148番地
再生債務者　水瀬　　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年８月９日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
群馬県前橋市力丸町189番地
再生債務者　株式会社オオハシ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月10日　　前橋地方裁判所民事部

平成１９年（再）第２号
福井県越前市矢放町第13号８番地の６
再生債務者　ダイヤロン株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年８月９日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２０年（再）第３号
愛知県瀬戸市福元町９番地
再生債務者　株式会社井上段ボール
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成23年８月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７９号
埼玉県坂戸市大字成願寺269番地６
再生債務者　茹　　勝広
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１０６号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―310号　アンビシャスプラザ坂戸
再生債務者　藤山惠二郎
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１０７号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―310号　アンビシャスプラザ坂戸
再生債務者　藤山　廣子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月13日から平成23年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部